

# 農 業 だ よ り

## 令和7年度畑地化促進事業の要望調査について

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行うとともに、畑地化に伴う費用負担等に要する経費を支援します。

### 1. 対象者及び要件について

■対象者 販売農家、集落営農

- 要件
  - ・隣接した農地で、おおむね団地化された畑地を形成していること（団地化は2筆以上の農地が接続して、高収益作物で0.3ha以上、畑作物で1ha以上です。異なる品目での団地化も可能です。）
  - ・交付が行われてから5年間は販売を目的とした対象作物の作付けを行うこと
  - ・土地所有者や土地改良区など関係者との調整を行うこと
  - ・畦畔等の湛水設備及び用水供給設備を有すること等、水田活用直接支払交付金の交付対象水田要件を満たしていること。
  - ・前年度において主食用米、戦略作物または産地交付金の交付対象の作物が作付けしてあること。

■配分基準 農業者単位で、取組面積等の評価基準に基づき、予算の範囲内で配分されます。（必ず交付金が出るものではありません。）

### 2. 支援内容について

#### 1. 畑地化支援・定着促進支援

主食用米の需要が中長期的に減少する中、畑作物の需要に応じた生産を推進するため、水田を畑地化して、高収益作物や畑作物の本作化、定着に取り組む農業者を5年間、交付金を継続的に交付します。

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/ 10a	2.0万円(加工・業務用野菜等の場合は3.0万円) / 10a ×5年間(又は一括)
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円/ 10a	2.0万円 / 10a ×5年間(又は一括)

※畑地化の取組は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外する取組です。

(地目の変更を求めるものではありません)

※定着促進支援の期間は分割か一括かの選択となりますが国の予算に応じて要望調査時一括で希望しているものが分割となる場合があります。

※そば・大豆の品目を申請の場合は、個人での申請の扱いとなるため現在生産組合で取組を行っている場合は組合から脱退する必要があります。また、組合単位で申請を行うことも可能です。

#### 2. 土地改良区協力金等支援

令和7年度に土地改良区の地区内において水田を畑地化することにより生じる協力金等の費用について支援(上限25万円/10a)します。

- ①畑地化協力金(畑地化後も土地改良区の地区内の土地として取り扱う場合)
- ②地区除外決済金(畑地化に伴い土地改良区の地区から除外する場合)

### 3. 手続きについて

・畑地化促進事業 要望調査表

(新庄市農林課までお越しいただき記入ください。)

・団地化が分かる資料(農地地図等)

※要望調査時申請農地1枚につき団地化等要件の確認を行うため、お時間を要する場合がありますのでご了承ください。

### 4. 提出締め切り及びお問い合わせ先

■要望締切 2月5日(水)

■提出先 新庄市農業再生協議会事務局(農林課水田農業対策係)

電話 0233-29-5835(直通)



# 令和7年度コメ新市場開拓等促進事業・

## 畑作物産地形成促進事業の要望調査について

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等の取組を支援します。

### 1. 対象者及び要件について

- 対象者 水田において対象作物を生産する販売農家・集落営農
- 要件
  - ・農業者又は集出荷事業者等が実需者との販売契約（品目、数量、契約期間等）を締結すること
  - ・品目毎に定める低コスト生産等の取組メニューから3つ以上を行うこと

### 2. 支援内容について

事業	対象作物	交付単価	(水田活用の直接支払交付金)
コメ新市場開拓等促進事業	新市場開拓用米	40,000 円/10a	(20,000 円/10a)
	加工用米	30,000 円/10a	(20,000 円/10a)
	米粉用米 (パン・めん専用品種)	90,000 円/10a	(55,000 円～ 105,000 円/10a)
畑作物産地形成促進事業	麦・大豆 (新市場開拓/加工向け)	40,000 円/10a (令和7年度に畑地化する場合は 45,000 円/10a)	(35,000 円/10a)
	高収益作物(野菜等) (新市場開拓/加工・業務用)		(産地交付金)
	子実用とうもろこし		(35,000 円/10a)

※本事業で支援を受けた水田の面積は、令和7年度の水田活用の直接支払交付金の対象面積から除外されます  
※米粉用米は、パン用の専用品種としてミズホチカラ・笑みたわわ等、めん用の専用品種として亜細亜のかおり・ふくのこ等となります。

■採択要件 農業者ごとの採択ではなく、**新庄市再生協議会単位**で採択を受ける必要があります。(必ず交付金が出るものではありません。)

低コスト生産等の取組面積、対象品目の作付拡大面積、主食用米作付削減面積、畑地化への取組面積(畑作物産地形成促進事業のみ)、新規取組者数の取組状況等がポイント化され、品目・仕向けごとにポイントの高い順から採択されます。

### 3. 交付申請の手続きについて

- コメ新市場開拓等促進事業
  - ・コメ新市場開拓等促進事業 取組計画書(2月上旬頃、令和7年度生産の目安(内示)とともに郵送いたします。)
- 畑作物産地形成促進事業
  - ・畑作物産地形成促進事業 取組計画書(用紙については新庄市農林課までご連絡ください。)

### 4. 提出締め切り及びお問い合わせ先

■要望締切 **コメ新市場開拓等促進事業** 2月28日(金)

**畑作物産地形成促進事業** 2月12日(水)

■提出先 新庄市農業再生協議会事務局(農林課水田農業対策係)

電話 0233-29-5835(直通)

## 令和7年度「新規就農支援研修」研修生の募集について

- 募集対象 県内で就農し、所得向上を目指す方  
※農家出身等で県内に農地を有する等、就農基盤の目処がある方が対象です。
- 募集人数 50名
- 研修期間 1年間(令和7年4月～令和8年3月)
- 研修形式 農作業実習と講義を組み合わせ
- 受講料 無料(テキスト代等の研修実費は自己負担)
- 募集締切 令和7年2月28日(金)
- 問合せ先 東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センター  
(新庄市大字角沢1366、TEL:0233-22-8794、FAX:0233-23-7537、  
e-mail: [kenshu@pref.yamagata.jp](mailto:kenshu@pref.yamagata.jp))

